

保育所等訪問支援

をご存知ですか？



療法士、児童指導員が訪問支援員として園や学校に訪問し お子さまの困りごとを一緒に考えます

保育所等訪問支援は、ご家庭・園や学校・福祉事業所と連携し、3つの視点からお子さまをサポートします。幼稚園や保育所、学校などでお子さまが集団生活に馴染めるように、お子さまの様子や集団の環境に応じて、直接的な関わりや、環境、関わり方の工夫を先生方と一緒に考え、療育や医療的な視点も踏まえたご提案をさせていただきます。

このような支援を行います

直接支援

お子さまと話したり身体に触れたりして、お子さまの困りごとに直接働きかけます。



間接支援

普段の活動や授業の様子を見てお子さまに合った支援の提案や関わり方や環境の工夫を先生方と一緒に考えます。

保育所等訪問支援って何？

🌸 保育所等...って、保育所に通っている子どもだけが対象？

未就学児～18歳までのお子さまが対象です。保育所、幼稚園、地域の小学校、中学校、高校や支援学校、学童などお子さまが通っている場所に訪問支援員が訪問します。

🌸 どのくらいの時間や頻度で訪問してくれるの？

時間は1回1時間前後、頻度は原則2回（訪問先との相談にて月1回や学期に1回もあります）、運動会・遠足等学校行事の前など、お子さまの状態や必要性に合わせて先生方と相談します。

🌸 親が付き添わないといけないもの？

保護者の方の付き添いはありません。

🌸 どんなことをしてくれるの？

学校の勉強につまずいてしまった、教室で落ち着いて過ごせない、友達の話を待つのが難しいなどの個々の苦手に対し、療育や医療的な視点で捉えたことを踏まえて、お子さまにとってわかりやすい伝え方や取り組みを先生方と相談し、その場にあるものを使って試したり提案したりします。新年度や新学期など環境や状況が変化するときにも、今までの経過を含め、ご家庭や新しい担当の先生などとともにお子さまをサポートします。

🌸 訪問支援員が訪問しているときの子どもの様子が知りたい。

リニエプラッツ阿波座では、保護者の方と先生に宛てて、ご利用翌月に報告書をお渡ししています。その他、必要時には電話等でフィードバックを行います。

🌸 利用のために必要なものは？

このような福祉サービスを利用するには「障がい児通所受給者証」が必要です。相談支援専門員や区役所の発達相談窓口にお尋ねいただくか、もしくはご相談いただけましたら手続き方法等ご説明いたします。

手続きや保育所等訪問支援の内容など

ご質問やお困りのことがありましたらお気軽にお問い合わせください。

TEL : **06-6581-1555** リニエプラッツ阿波座
保育所等訪問支援事業（窓口） 丸山まで

放課後等デイサービス・保育所等訪問支援

Linie リニエ プラッツ 阿波座

〒550-0022 大阪市西区本田1丁目2-15 ハイネス阿波座101

作業療法士 松尾が撮影に協力
させていただいた保育所等訪問
の動画もぜひご覧ください。

